

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第5回）議事概要

日 時 平成21年12月11日（金） 17:00～17:15

場 所 農林水産省第1特別会議室

出席者 大臣官房長、大臣官房秘書課長、大臣官房経理課長、大臣官房地方課長、大臣官房統計部管理課長、総合食料局総務課長、消費・安全局総務課長、生産局総務課長、経営局総務課長、農村振興局総務課長、農林水産技術会議事務局総務課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長

概 要

- 1．経理事務の適正な執行の徹底について官房長から発言
- 2．平成21年度における発注者綱紀保持対策の実施状況について報告
 - (1) 平成21年度における発注者綱紀保持対策実施状況（資料1及び資料1-1～1-4）
 - (2) 林野庁小委員会の平成21年度における活動状況（資料2）
- 3．その他として林野庁から報告（別添資料）

主な議論の内容

- 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知について
 - ・ 資格確認通知書へのチラシ同封は、もう少し早く実施できなかったのか。
 - ・ 手法の検討に時間を要した。
- 4．締め括りとして、官房長から組織的な報告、相談の徹底を図るよう指示

以 上

平成 2 1 年度における発注者綱紀保持対策実施状況

平成 2 1 年 4 月 1 7 日に開催された農林水産本省発注者綱紀保持委員会で決定された、平成 2 1 年度における発注者綱紀保持対策の実施状況と今後の対策は次のとおり。

- 1 発注者綱紀保持研修の開催
 - ・ 本省、施設等機関及び地方支分部局の発注者綱紀保持担当者、本省内の管理監督者及び発注担当職員（ 6 8 名参加 ）に対して 8 月に実施
 - ・ 第 2 回研修については、コンプライアンス強化の観点から規模を拡大（本省発注担当職員等 3 5 名→ 1 0 0 名規模）（ 1 月実施予定 ）
- 2 発注者綱紀保持規程の改正
 - ・ 職員の法令違反等行為に関する通報制度の改正に伴い、規程を改正（ 8 月 ）
- 3 発注者綱紀保持に関するチェックシートの実施
 - ・ 本省内の管理監督者及び発注担当職員を対象として、綱紀保持の認識状況を確認するためチェックシートを実施（ 1 月予定 ）
地方支分部局等に対しても、同様の措置を講じるよう依頼
- 4 発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知
 - ・ 競争参加資格確認通知書に発注者綱紀保持対策のチラシを同封（ 1 0 月から ）
 - ・ 農林水産本省調達情報のメールマガジンに発注者綱紀保持対策の実施を付加（ 1 1 月から ）

平成21年度発注者網紀保持研修等開催状況

平成21年12月11日現在

実施機関			開催状況
農 林 水 産 本 省			8/27～28 研修 68名 出先機関発注者網紀保持担当者等33名、省内管理監督者及び発注担当職員35名 (35名の内訳) 大臣官房10名、総合食料局6名、消費・安全局3名、生産局3名、経営局1名、農村振興局2名、農林水産技術会議事務局4名、林野庁3名、水産庁1名、農林水産政策研究所2名
(参考)			
地方農政 局	東 北	9/29 研修	94名
	関 東	6/3 研修	63名
	北 陸	11/9 講習	36名 11/27講習 70名(予定)
	東 海	11月以降に講習を実施予定	
	近 畿	7/17 講習	48名(瀬戸内漁調1名を含む。)、11/17 講習 31名(瀬戸内海漁調1名を含む。)
	中 国 四 国	7/6 講習	35名 10/15 講習 31名
	九 州	8/6 研修	50名、 9/28 研修 38名、 10/22 研修 30名
北 海 道 農 政 事 務 所			6/18 研修 58名(北海道漁調4名を含む。)
森 林 管 理 局	北 海 道	4/8～7/28 林道事業担当者会議・研修等10回 計293名	
	東 北	5/11、7/10、7/29～30 森林管理署長等会議・研修 計161名 10/8～9 森林管理署長等会議 74名	
	関 東	7/7～8 研修 30名 11/10～11 研修31名	
	中 部	5/14～15、6/8～12 研修・新規採用者研修 計31名	
	近 畿 中 国	10/27～28 発注者網紀保持研修 14名参加	
	四 国	4/8～21新規採用者研修3名 5/14～15 研修 20名	
	九 州	4/15～7/24 講習・業務研修・管理監督者研修等13回 計199名	
漁 業 調 整 事 務 所	北 海 道	(6/18 北海道農政事務所発注者網紀保持研修へ参加 4名)	
	仙 台	9/4 仙台漁業調整事務所発注者網紀保持研修実施 5名	
	新 潟	(8/27～28 平成21年度第1回農林水産省発注者網紀保持研修へ参加 1名)	
	境 港	(11/24 中国四国農政局発注者網紀保持研修へ参加予定 1名)	
	瀬 戸 内 海	(7/17・11/17 近畿農政局発注者網紀保持講習へ参加 各1名)	
	九 州	(8/27・28 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)	
植 物 防 疫 所	横 浜	2月に講習実施予定	
	名 古 屋	3月に担当者会議で講習を実施予定	
	神 戸	3月に担当者会議で講習を実施予定	
	門 司	年度末の担当者会議で講習を実施予定	
	那 覇	6/8 研修 5名	
動 物 検 疫 所			平成22年1月開催を目的に調整中
動 物 医 薬 品 検 査 所			4/17 研修 61名
農 林 水 産 研 修 所			10/30 研修 9名
農 林 水 産 政 策 研 究 所			4/24所内勉強会 26名 8/27～28 農林水産本省発注者網紀保持研修に参加 3名
森 林 技 術 総 合 研 修 所			10/7～9 発注者網紀保持研修実施 20名「各森林管理局担当者対象」 12月中旬 発注者網紀保持研修会実施予定 10名「研修所等担当者対象」
農 林 水 産 技 術 会 議 事 務 局 筑 波 事 務 所			12月 研修 20名(予定)

発注者綱紀保持研修アンケート結果による 綱紀保持対策の認識状況

平成21年度第1回研修受講者に対し行ったアンケートのうち、研修受講前における綱紀保持対策の認識状況についての結果は以下のとおり

- | | |
|--------------------------------------|-----------|
| ・ 綱紀保持対策について十分把握していた | ・・・ 27.5% |
| ・ 綱紀保持対策があることは知っていたが、内容まで十分把握していなかった | ・・・ 52.2% |
| ・ 研修を受けるまで全く知らなかった | ・・・ 10.1% |

一方、研修の効果測定結果は以下のとおり
正答率は全体で 87.1%

- ・ 回答者 69名
- ・ 設問数 12問
- ・ 正答率 87.1%（正解者の延べ人数 / 回答者の延べ人数）

全問正答	11問正答	10問正答	9問正答
11名 (16.0%)	21名 (30.4%)	25名 (36.2%)	12名 (17.4%)

設問ごとの正答率は別紙参考

綱紀保持対策の内容について十分把握していた者が27.5%にとどまっていることから、より一層の浸透を図るため、今後、管理監督者及び発注担当職員を対象に、綱紀保持に関するチェックシートを実施（1月予定）

(別紙)

発注者綱紀保持に関するチェックシート実施結果(設問別)

訓令に照らし、設問の内容が正しいと思う場合は「○」を、正しくないと思う場合は「×」を記入。

設問 番号	設 問	正解	正答率 (正答者数)
1	「発注事務」とは、予定価格の作成や入札等契約事務を指すことから、担当原課において業務の仕様書を作成する職員は「発注担当職員」に含まれない。	×	100% (69名)
2	「事業者」には、競争入札参加者以外の事業者や農林水産省の所掌に無関係な事業者、委託契約相手方である地方公共団体等を含む。	○	94.2% (65名)
3	入札を予定している役務契約について匿名の電話があり、「談合が行われている」と告げられた。しかし、相手は名乗らず、それ以上何ら説明もなかった。情報があまりにも不確定で根拠がないと思ったが、念のため上司である課長に相談し、了承を得た上で入札を行うこととした。	×	91.3% (63名)
4	管理監督者が、部下である発注担当職員から秘密保持義務に違反する者が内部にいるとの相談受けたため、所属長及び発注者綱紀保持担当者に報告するよう指導した。 しかし、報告により不利益な取扱いを受けることを恐れ、どうしても報告することに難色を示したため、相談を受けた管理監督者が所属の長及び発注者綱紀保持担当者に報告を行った。	○	68.1% (47名)
5	公共工事の発注予定(工事件名、入札時期、施工場所)について、ある事業者から問い合わせがあったが、すでにホームページ上に公表していたので、その範囲内で回答した。	○	98.6% (68名)
6	一般競争入札に付した事業の公告内容について、競争参加者である事業者から照会があったため回答した。内容的には他の競争参加者にも知らせるべき内容であったが、照会を受けていなかったことから他の競争参加者に対しては回答を行わなかった。	×	97.1% (67名)
7	1者応札を防止する観点から、顔見知りの業者に公告前に入札情報を教え、入札に参加するようお願いした。	×	100% (69名)
8	業務の発注事務が集中する時期に、所定の時間内では事務処理が終わらないことから、やむを得ず週末自宅で仕事をするため、書きかけの仕様書を持ち帰り、期限に間に合わせた。	×	97.1% (67名)
9	落札事業者が受注のお礼の挨拶に来たが、挨拶自体は発注事務に含まれないため、1人で対応した。	○	44.9% (31名)
10	発注担当職員ではあるが、直接の担当ではない顔見知りの出入り業者と、廊下で数度にわたって立ち話をしたが、内容は世間話なので問題はない。	×	76.8% (53名)
11	事業者から公表前の予定価格について電話で問い合わせを受けたので、不当な働きかけとしてこれを拒否し、その後、当該内容を記録し、公表する旨を伝えようとしたところ、電話を切られてしまった。 相手に記録する旨を伝えていないので、所属の長及び発注者綱紀保持担当者に對しての報告は行わなかった。	×	100% (69名)
12	発注担当職員として第三者から不当な働きかけを受けたので、まず管理監督者に報告書を提出し、管理監督者の確認・修正を受けた後に所属の長及び発注者綱紀保持担当者に對し、報告を行った。	×	76.8% (53名)

発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知

発注者綱紀保持対策の競争参加有資格者への周知については、これまでもホームページに掲載するほか、発注窓口への掲示、入札公告への掲載等の措置を講じてきたが、次のとおり新たな取組を実施

大臣官房経理課発注の建設工事等について、競争参加資格申請を新規に行った者へ送付する資格確認通知書に、以下のチラシを同封（１０月以降）

農林水産本省調達情報のメールマガジンに、同内容のお知らせを付加（１１月２５日以降）

お 知 ら せ

発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成１９年農林水産省訓令第２２号）を制定しております。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページを御覧ください。

（<http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/index.html>）

本省各局庁における発注者綱紀保持対策の状況について

事業者との応接方法や執務環境の整備等、管理監督者や発注職員等が取り組むべき事項については、発注者綱紀保持規程に定められるもののほか、発注者綱紀保持マニュアルで具体的な取組を示している。

各局庁における項目別の取組状況は以下のとおり。

項 目		取 組 状 況	備 考
1	事業者との応接方法（規程第7条） 複数の職員で対応する等国民の疑惑や不信を招くことのないようにする。	すべての発注担当部局において取組済	
2	執務環境の整備等（規程第12条） (1) 掲示等により執務室への自由な出入りが制限されている旨を周知する。	すべての発注担当部局において取組済	
	(2) 発注担当職員が事業者と応接するための受付カウンターその他応接をするための場所を確保する。	すべての発注担当部局において取組済	
3	競争参加有資格者への周知（規程第15条） 発注者綱紀保持対策を行っている旨の掲示や入札公告への掲載等を行う。	入札公告への掲載を行っていない（12月中に対応予定）【消安】 掲示を行っていない【林野】	

平成21年12月11日
林 野 庁 林 政 課

林野庁小委員会（林野庁直轄事業契約監視等委員会）の
平成 2 1 年度における活動状況について

1 小委員会の開催状況

今年度は、現在までに 2 回開催している。

第 1 回 4 月 2 2 日（平成 2 0 年度の実行結果、2 1 年度の重点計画）

第 2 回 6 月 1 7 日（平成 2 1 年度の業務計画等）

2 平成 2 1 年度の業務計画

小委員会の指導の下、事務局が次の業務を実施

(1) 巡回点検の実施

- ・ 4 森林管理局について各局 2 署を選び、綱紀保持の定着状況等を点検（7 ～ 9 月に実施）

(2) 事業者アンケートの実施

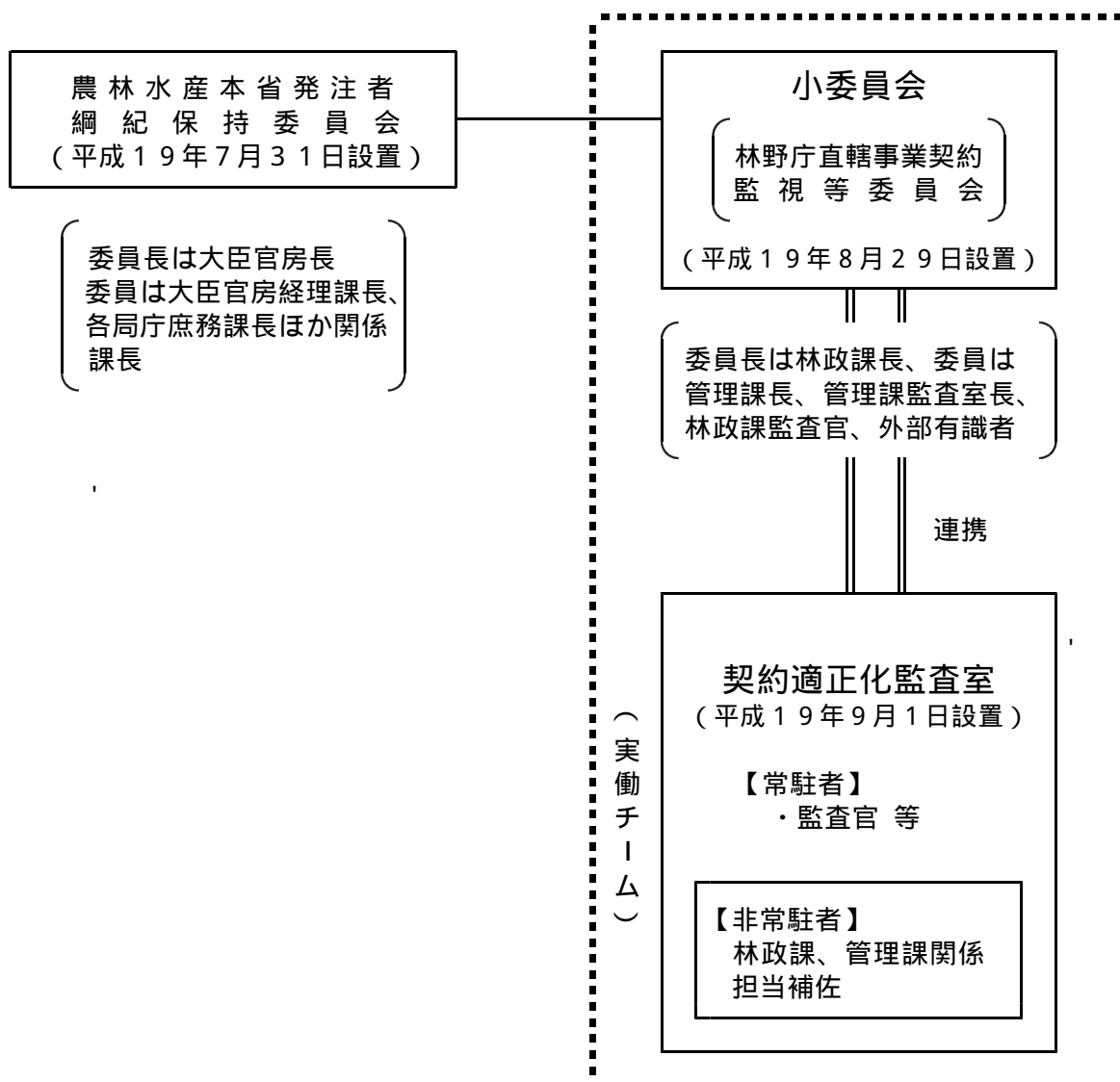
- ・ 綱紀保持の再発防止措置の進捗状況等を把握するため、競争参加資格を有する約 1 万者の事業者（治山、林道、造林、素材生産）のうち、約 2 千者を対象にアンケート調査を実施（1 1 月に実施し、現在集計中）

(3) その他

- ・ 発注者綱紀保持対策の徹底を図るための森林管理局の指導
- ・ 森林管理局署等における入札公告の記載内容等チェック
- ・ 発注者綱紀保持に係る研修（森林総合研修所にて 1 0 月に実施）
- ・ 林野庁発注者綱紀保持マニュアルの見直し（通達改正による修正等）

(参考)

農林水産本省発注者綱紀保持委員会、同小委員会（林野庁
直轄事業契約監視等委員会）について



北海道森林管理局北見事務所における不適正な経理処理に係る調査結果について

北海道森林管理局においては、匿名の通報を受け、北海道森林管理局北見事務所及び事務所管内の森林管理署等における経理処理に係る調査を実施したので、調査結果を公表します。

1 調査の概要

標記の件について匿名の通報を受け、北海道森林管理局長を委員長とし、契約関係法務の専門家を含む「調査検討委員会」を設置して事実関係を調査した。

(ア) 調査の対象：北見事務所及び事務所管内森林管理署等における、平成 16 年度以降の物品調達契約の実施の適否及び当該通報の事実関係を調査した。

(イ) 調査方法：平成 16 年度以降に北見事務所及び事務所管内森林管理署等の物品調達に直接・間接に係わった職員及び納入実績のある業者からの聞き取り及び納品書と支出関係書類、現物との突合による書類検査を実施した。

2 調査結果

(1) 「業者に対してコピー用紙を発注し、品物を正規に購入できないものと交換して職員の自宅に届けさせている」との通報の事実関係

(ア) 物品が納入されていないにもかかわらず、業者に代金を支払い、後の物品購入の代金として業者に管理させる（いわゆる「預け金」）といった、物品調達に係る不適正な経理処理が、平成 16 年度以降合計 2,404,233 円確認された。

このうち、契約と異なる物品の納品が 1,458,858 円あり、調査段階での残額が 519,317 円であった。

このほか、契約した物品について、年度内に納入されたこととして業者に代金を支払ったが、実際の納入は翌年度であったもの（いわゆる「翌年度納入」）が 2,356,861 円確認された。

(イ) ただし、契約と異なる物品の納品においては、通報にあるような、正規に購入できないものの納品や、自宅に届けさせるなど私的な流用は確認されなかった。

平成 20 年度契約以降の契約においては、新たな「預け金」は生じていないが、それ以前の「預け金」により物品の納入を受けており、現在に至っている。

(2) 「まだ使える事務用椅子を組合事務局の分まで含め全部取替え、使える椅子は職員の自宅に流出」との通報の事実関係

(ア) 平成 20 年 3 月に北見事務所で更新した椅子 32 脚は、すべて事務所の事務室で使用しており、組合事務局で現在使用している椅子はこれらと明確に異なる古いものであった。

(イ) また、この際、廃棄された古い椅子 32 脚は、処分料を支払って業者に引き渡し、廃棄物処理業者が最終処分を行ったことを確認した。

3 今後の対応

(1) 契約事務の改善

(ア) 職員のコンプライアンス意識の徹底

(イ) 物品検査事務のチェック機能の強化

(ウ) 一般競争入札の徹底その他調達事務の改善

(2) 不適正経理に係る職員等からの返還及び職員の処分

(ア) 現在業者が保管している「預け金」は速やかに返還。

(イ) 他省庁の同様な事例を参考に、農林水産省本省と相談して、返還・処分を検討。

<添付資料>

- ・ 北海道森林管理局北見事務所における不適正な経理処理について

お問い合わせ先

北海道森林管理局総務課

担当者：課長 山本

電話：011-622-5232

北海道森林管理局経理課

当者：課長 竹下

電話：011-622-5214

北海道森林管理局北見事務所

担当者：事務所長 菊池、副所長 多田

電話：0157-23-1215